

議案第38号

基山町課設置条例の一部改正について

基山町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町課設置条例の一部を改正する条例

基山町課設置条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 健康増進課

第2条中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 福祉課

第3条中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 広域行政に関すること。

第6条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 防犯に関すること。

(4) 交通安全に関すること。

第6条第5号を削る。

第7条を次のように改める。

第7条 健康増進課の事務分掌は、次の各号に定める事務とする。

(1) 健康増進及び検（健）診に関すること。

(2) 保健衛生指導に関すること。

(3) 母・父子福祉に関すること。

第13条を第14条とする。

第12条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 上水道に関すること。

第12条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号と

し、同条を第13条とする。

第11条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公営住宅に関すること。

第11条を第12条とする。

第10条第8号中「水道及び」を削り、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

第8条 福祉課の事務分掌は、次の各号に定める事務とする。

(1) 高齢福祉に関すること。

(2) 障害福祉に関すること。

(3) 介護保険事業に関すること。

(4) 国民年金に関すること。

(5) 国民健康保険に関すること。

(6) 後期高齢者医療に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(基山町老人福祉計画策定委員会設置条例の一部改正)

2 基山町老人福祉計画策定委員会設置条例（平成21年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「健康福祉課」を「福祉課」に改める。

(基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部改正)

3 基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条中「健康福祉課」を「福祉課」に改める。

(基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例の一部改正)

4 基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条中「健康福祉課」を「福祉課」に改める。

(基山町健康づくり推進協議会設置条例の一部改正)

5 基山町健康づくり推進協議会設置条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条中「健康福祉課」を「健康増進課」に改める。

(基山町予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部改正)

- 6 基山町予防接種健康被害調査委員会設置条例（平成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。
第8条中「健康福祉課」を「健康増進課」に改める。
（基山町交通安全対策協議会設置条例の一部改正）
- 7 基山町交通安全対策協議会設置条例（平成14年条例第23号）の一部を次のように改正する。
第6条中「建設課」を「住民課」に改める。
（基山町犯罪被害者等支援条例の一部改正）
- 8 基山町犯罪被害者等支援条例（平成28年条例第19号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「総務企画課」を「住民課」に改める。

提案理由

子育てに関する一体的な支援強化や、町民の健康づくりの更なる推進のために健康福祉課から分割して健康増進課を新設し、防犯や交通安全などに係る安心・安全体制の強化を図るために住民課内に専門係を配置するなどの組織機構改革を、平成31年4月1日付で実施し、町の重要施策等に対応できる組織機構体制を整備するため及び関係例規を改正するため、基山町課設置条例を改正する必要がある。

平成30年12月13日原案 可決